

高齢者の肺炎球菌予防接種説明書

～ 予防接種を受ける前に必ずお読みください ～

1 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされます。肺炎は日本人の死因第5位であり、肺炎球菌感染症は成人肺炎の25～40%を占める病気です。特に高齢者において重篤化が問題になっています。

この菌は、日本人の約5～10%の高齢者で鼻や喉の奥に常在しているとされ、咳などを通じて飛沫感染します。これらの菌が何らかのきっかけで進展すると、発熱、悪寒、息切れ、たんを伴う咳、呼吸時の胸痛、倦怠感など、一般的な風邪よりも重い症状がみられます。全身の血液中に菌が回ってしまう敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2 ワクチンの目的と効果について

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があります。定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、20種類の血清型を対象としたワクチンです。この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。

また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

3 ワクチンの副反応

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の安全性 ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣(熱性痙攣含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

4 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。ただし、他の生ワクチンを接種された場合は、27日以上の間隔を置いて接種してください。

5 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。現在、病気などで治療中の方、今までに免疫状態の異常を指摘されたことがある方は、担当医師とよく相談し十分に納得して接種を受けましょう。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方(通常は37.5℃を超える場合)
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシー※を呈したことがあることが明らかな方(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)を起こしたことがある方。
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けない方がよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患がある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しん等のアレルギー症状があった方
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ 肺炎球菌予防接種の成分に対してアレルギーを起こすおそれがある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後30分間はその場で様子をみるようにし、30分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや体調が悪くなったときなどは 医師にご相談ください。
- ④ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

6 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではありますが、副反応による健康被害が発生したときは救済制度をご利用ください。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。